

学校における安全管理の実態

— 文部科学省「学校の安全管理の取組状況に

関する調査の結果」を読む —

片岡 弘

はじめに

二〇〇一年六月八日、大阪教育大学付属池田小学校（以下池田小学校）の校舎に不審者が侵入し教室内にいた児童をいきなり包丁で襲って八人を殺害、児童と教員一五人に傷害を負わせた事件は、そのあまりにも残忍な手口だったゆえにいまも多くの人々の記憶から消え去ってはいないだろう。この池田小学校で犠牲になった児童の遺族は、もっとも安全でなければならぬ学校内での出来事だっただけに、事件を防止できなかった国（学校設置者）の責任と再発防止の具体的な手

立てを求めて文部科学省と交渉をつづけ、謝罪・損害賠償・再発防止策を含めた「合意書」に調印した。

○五年一月一四日に文部科学省は、「学校の安全管理の取組状況に関する調査の結果」という文書とデータを公表した。A4版五〇ページにもおよぶ資料である。こうした調査と結果の公表は異例であるが、前記池田小学校事件における「合意書」にもとづいて、「再発防止策」のひとつとして位置付けられた調査と結果の公表だといわれている。

調査は、①防犯マニュアルの活用状況、②教職員の安全対応能力の向上を図るための取組、③子どもの安

全対応能力の向上を図るための取組、④安全点検の実施状況、⑤家庭や地域の関係機関・団体との連携状況、⑥学校の安全管理の体制の整備状況の六項目について、全国の国公私立学校（盲・聾・養護学校、中等教育学校、幼稚園を含む）を対象に、〇三年度におけるそれらの対策の実施状況と〇四年度の実施予定状況についてアンケート形式で行なわれた。以下、項目を追って結果を概観するが、できるだけ新潟県の実況も図表等で示して、全国と比較して考察できるようにしていきたい。

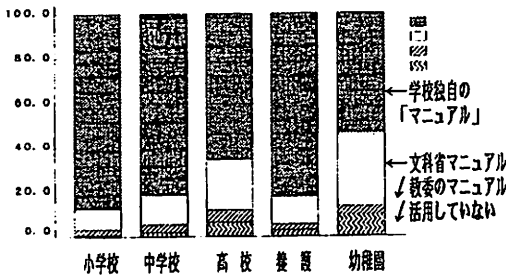
一、公表された調査結果の概要

(1) 防犯マニュアルの活用状況

文部科学省は、池田小学校事件を契機に「学校への不審者侵入時の危機管理マニュアル」（〇二年12月）を作成し全国の学校に配布すると同時に、各学校の実情に即して機能する独自のマニュアル作成を呼びかけていた。調査の①はそうしたマニュアルの作成や活用状況についてであるが、結果を校種別に示すと図1のようになる。

〇四年三月三十一日現在で学校独自の「危機管理マニ

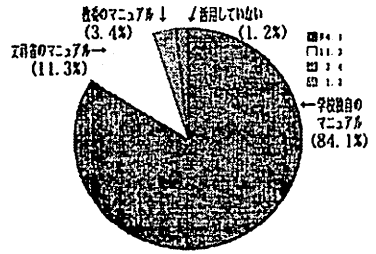
(図1) 防犯マニュアルの活用状況 (全国)



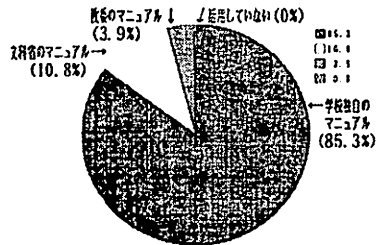
ュアル」を作成している学校の割合は全体の75・5%である（小学校87・5%、中学校81・5%、高等学校65・6%、盲・聾・養護学校82・2%、幼稚園53・7%）。前掲文科省のマニュアル、教育委員会作成のマニュアルも含めると防犯マニュアルを活用している学校は全体の96・3%を占めており、図でもわかるように、小学校では99・3%、中学校では98・2%にも達している。なお、文科省は〇四年一月に「学校安全緊急アピール——子どもの安全を守るために——」とい

う通知を出し、そのなかで「学校独自の危機管理マニュアルの作成」を指示した。その影響も大きかったのだろうが、調査では、新たに15・7%の学校が〇四年度中には「学校独自のマニュアル」作成を予定していると答えた。以上は文科省が公表した全国の実況だが、

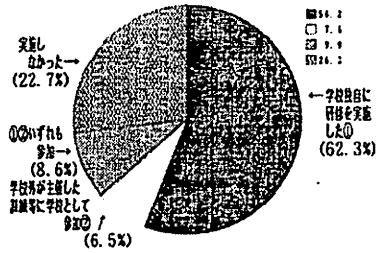
(図2-1) 公立学校の防犯マニュアルの活用状況 (全国)



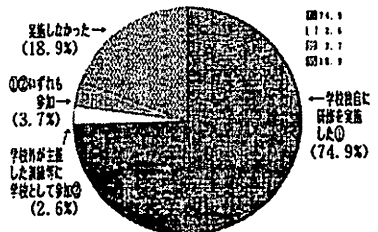
(図2-2) 公立学校の防犯マニュアルの活用状況 (新潟県)



(図3-1) 教職員の防犯訓練や研修 (全国)



(図3-2) 教職員の防犯訓練や研修 (新潟県)



新潟県の学校の「危機管理マニュアル」活用状況も傾向として大体似通っている。図2は、公立学校について全国と新潟県とを比較したものである。ただし新潟県の場合「活用していない」という学校は皆無で、「学校独自のマニュアル」を作成していない学校のすべてが、〇四年度中には作成する予定と答えている。

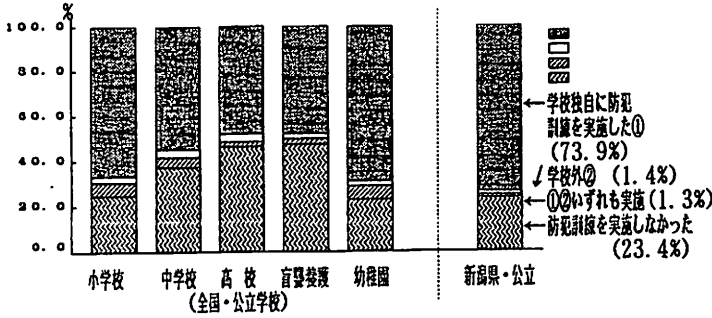
(2) 教職員の防犯訓練や研修の取組

前項で述べた文部科学省の「危機管理マニュアル」のなかに「教職員の共通理解と訓練の重要性」という項があり、教職員研修の内容例として、①危機管理の意義と目的②危機管理の基礎知識③実技研修(※防衛

応急手当等)④心のケアが挙げられていた。調査②はその訓練や研修の実施状況を問うたものである。それによれば、全国では、〇三年度には74・1%の学校が教職員に対する訓練・研修を実施しており、また〇四年度には89%の学校が実施する予定と答えている。ただ高校の場合は、実施した学校の割合が57・4%と、小・中学校に比べて低かった。

図3は全国と新潟県の結果(公立学校分)の比較である。新潟県の実施率が全体で3・8ポイント上回っているだけでなく、「学校独自の研修」というケースが際立って高かった。また〇四年度に実施を予定しているという回答は93・2%に上っている。

(図4) 子どもを対象にした防犯訓練等の実施状況



(3) 子どもを対象にした訓練や防犯教室の実施

○三年度全国の公立学校における、子どもを対象にした防犯教室や訓練の校種別実施状況と、新潟県の実況とを比較できるように図4を示した。全国

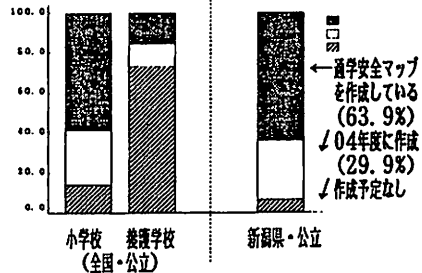
では公立学校で69・9%の学校が防犯教室等を実施している。また、○四年度には87・4%の学校が実施を予定していると回答した。小さい子どもを受け持つ小学校、幼稚園はそれぞれ75・1%、77・2%と高い。なお新潟県の場合は、公立学校全体でも76・6%の実施率を示し、○四年度は90・8%が実施予定と答えた。

(4) 安全点検の実施状況

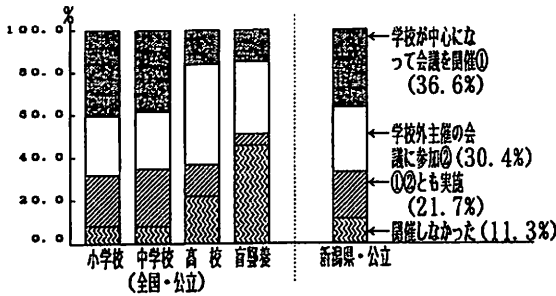
調査④は、(a)「学校の安全管理に関し取り組むべき事項についての点検」の実施状況と、(b)「通学路の安全点検」の実施「通学安全マップの作成」の有無の状況を尋ねた。(a)の「学校の安全管理」については、○三年度に全

体の88・6% (新潟県92・5%が実施し、○四年には95・6%の学校が実施予定と回答した。
 (b)の「通学路の安全点検」と「安全マップの作成」については、小学校と盲・聾・養護学校(小学部)についてのみの調査であるが、「通学路の安全点検」は国の小学校の96・8%が実施している。しかし図5にみるように、「安全マップの作成」は、○三年度時点では58・6% (新潟県63・9%)にとどまっており、○四年度作成予定を加えてようやく85・8%になっている(新潟県93・8%)。なお盲・聾・養護学校の場合、○四

(図5) 通学路安全マップ作成状況



(図6) 家庭や地域との連携状況



年度の作成予定を加えても27・2%と低いのは、子どもが必ずしも学校の所在地域に住んでいるとは限らないからであろう。

(5) 家庭や地域との連携

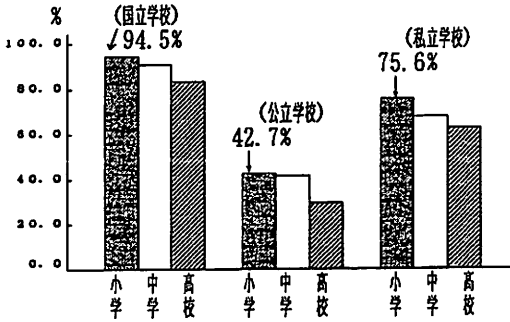
図6は、子どもの安全確保について、家庭や地域の関係機関・団体との間で協力要請や情報交換を行うための、会議の開催状況を示している。〇三年度にそうした会議を行ったという公立学校は全体の87・1%（新潟県88・7%）であった。とくに小・中では、いずれも90%を超える学校がそのような会議を開催しており、〇四年度には95%以上の学校が、地域関係機関・団体との会議を予定している」と回答している。

(6) 学校の安全管理の体制整備の状況

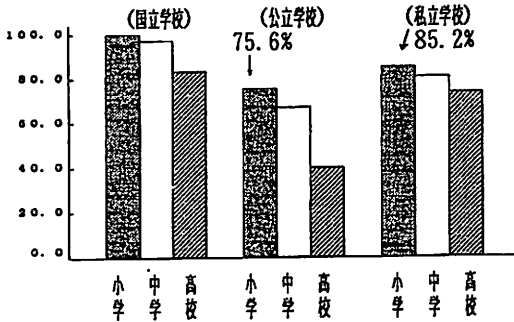
この項は、(a)学校への不審者の侵入を防止するための対応——例：受付の設置など来訪者が確認できるような体制・学校内外の巡回等の体制・不審者の情報を速やかに把握できる体制・必要に応じた防犯監視システム、などの整備、(b)学校への不審者が侵入するなどの緊急時に備えた対応——例：不審者侵入など緊急時の教職員の役割分担の明確化・警察、消防等の関係機関や教育委員会等への通報体制・必要に応じた通報システム、などの整備が行われているかという調査である。図には示さなかったが、(a)については全国の学校の90・8%が、(b)については同じく84・3%が対応を行っている」と高い達成率を示した（国立は(a)(b)ともに100%）。しかし具体的な個々のケースを拾ってみると、学校の設置者別による格差が見えてくる。

次ページ図7は、安全管理体制整備のなかの、防犯監視システム（防犯カメラ・センサー・インターホン《門や校舎の入り口に設置》・認証装置等のいずれかが整備されている学校を、学校設置者別に比較したグラフである。一瞥して分かるように、公立学校におけ

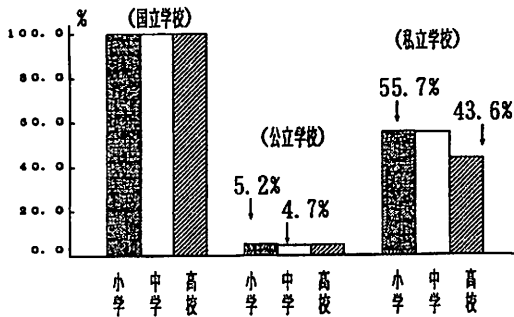
(図7) 防犯監視システムを整備している学校



(図8) 通報システムを整備している学校



(図9) 警備員の配置を行なっている学校



る整備率は、小学校でも43%に達していない。図には示さなかったが、新潟県の公立学校におけるそれらの設置率も44.6%であった。それに対して、国立の小学校ではいずれも90%を超えており、高校も高い設置率(83.3%)になっている。これらの設備を整えるには多額の財政負担を強いられるわけで、地方の自治体にはかなりの重荷なのであろう。私立学校はそれなりの努力をしているものと思われる。ちなみに、文部科学省がこの調査を行う直接の契機になった池田

小学校は国立大学の付属校である。図8は、例えば校内の緊急通報システム(インターホン等)、警察や警備会社との連絡システム、防犯ベル・ブザー・非常押ボタン等(普通教室への設置)、携帯型押ボタン(教職員への配布)等のいずれかの通報システムを整備している学校の割合を示している。このシステムの整備率でも国立学校は高く、小学校100%、中学校97.4%である。対して公立学校は、小学校75.6%、中学校67.1%で、高校は40%と低い。

図9は学校への警備員の配置(夜間夜警やボランティアによる巡回を除く)の状況である。国立学校には、小・中・高校とも(図には示さなかったが盲・聾・養護学校、幼稚園も)すべてに警備員が配置されている。おそらく池田小学校事件の遺族との合意にもとづいて、文部科学省が緊急に対応した結果であろう。私立学校でも小・中では半数以上の学校に配置済みであるが、公立学校においてはわずかに5%の学校にしか配置されていない。個々の自治体にとっては、防犯監視システムの整備同様に、あるいはそれ以上に大きな財政支出になることがその道を阻んでいるのだらうと推測できる。

二、若干の考察

以上、文部科学省が公表した「学校の安全管理の取組状況に関する調査の結果」について概観してきたが、まとめながら感じたことの何点かについて次に述べてみたい。

a、昨年九月に開かれた当研究所の総会で、出席したある小学校の女教員が「今年の夏休みにはサスマタの使い方という研修がありました」と発言していた。

前掲「危機管理マニュアル」のなかに教職員の「実技研修(防衛、応急手当等)」という項があるが、それにもとづいた「研修」のひとつなのであろう。テレビのニュースでもこの話題はトピックスとして取り上げられていた。マニュアルにサスマタそのものは挙げられていないものの、「防衛(暴力の抑止と被害の防止)する」の項には(1)応援を求める、(2)身近な物で不審者との距離をとり移動を阻止する、とあり「防衛に利用できる身近な物の例」として、モップ等の清掃用品、消火器、机、椅子などが絵入りで掲げられている。調査②はこのような「研修」も含めての実施状況を調べたもので、前述したように〇三年度に全国74%の学校が実施し、〇四年度にはほぼ90%が実施予定と回答した。教職員が、いざという場合に子どもを安全を守るのは必然の行為であり、したがって現時点でこうした訓練もまた必要だとは理解できる。しかし、教育という本務以外に「防犯」という役割を新たに課せられている事態については、「学校安全」と「教職員の勤務条件」という二つの視点から、さらに検討されなければならない問題である。

b、一方、「学校の安全管理の体制」(調査⑥)では防

犯管理システムが整備されている公立学校は50%に達していない。池田小学校では事件後、「正門に警備員を配置し、来校者の身分を確認し入校証を渡し」、玄関もオートロック化し、職員が確認した上で校舎内に入ってもらおう。校内には防犯カメラを10台設置：非常ボタンは約320カ所に配置した」（同小副校長談）『朝日』06・6・3という。国立の学校ではただちにこのように整備されたのであろう。ただ、次の見解を私たちはきちんと頭に入れておく必要がある。「学校設置者別による整備率の相違は

『学校安全』（学校防犯）の格差と読み取れようが、それには慎重を期さねばならない：防犯カメラ等による学校安全対策は、守られる側の子どもと教職員のプライバシーや、教育・学習活動の自立性・自由性を侵害しかねないという指摘もあり、あえてそのような対策をとらない自治体、学校もあるからである」（堀井雅道「学校における安全管理の実態と『学校安全』の基本的視点と課題」『季刊教育法』146号・エイデル研究所05年）。

c. 池田小学校の例にみるように文科省はすべての国立学校に警備員を配置したが、公立学校での配置率

は5%と極端に低い。地方自治体の今の財政状況を考えればその困難さは理解できる。しかし「財政難」を理由に「学校の安全」から手を抜くことは許されない問題である。本稿の執筆途中、「千葉県浦安市で市内全部の小・中学校に警備員を配置することにした」とテレビが報じた（6月1日 NHKニュース）のを耳にした。自治体にはそうした努力を求めたいし、国の責任としても財政的な施策を講じる必要があると思う。

d. 学校の防犯管理システムが整備されることは望ましいが、それによって監視体制が強化され、学校の「要塞化」（八尋光秀・弁護士）『朝日』06・6・3が進んだら学校はその本質を見失ってしまう。いわゆる「開かれた学校」の理念のもとに「学校の安全をどのように確保していったらよいか。調査⑤の『家庭や地域との連携』で関係機関や団体との会議の状況が示されたが、年に一、二回の単発の会議ではほとんど意味がないだろう。特に最近では下校時の子どもを受難が多発している。保護者や地域住民とどのように手を携えていくかが緊急の課題である。

（かたおかひろし・研究所所員）